役員及び評議員の費用弁償に関する規程

**（目的及び意義）**

第１条　　この規程は、社会福祉法人須子福祉会（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**（定義等）**

第２条　　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ

による。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（４）　評議員とは、定款第６条に基づき置かれる者をいう。

（５） 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費）等であって、報酬等と

は明確に区分されるものとする。

**（報酬等の支給）**

第３条　 役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する労役に対しては、無報酬とする。

**（費用弁償の支給）**

第４条 　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用につい

ては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する

ものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　役員及び評議員には、通勤に要する交通費（実費）を支給し、その計算方法は

一般職員通勤費支給基準に準ずる。

３　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張

旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

**（費用弁償の支給方法）**

第５条　　費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。

**（公　表）**

第６条　　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

**（改　廃）**

第７条　　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**（補　足）**

第８条　　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定

　　　　めるものとする。

附　則

この規程は平成２９年６月１７日（評議員会の議決日）から施行する。